

○ 兵庫教育大学教育実習総合センター規則

(平成25年3月15日規則第2号)

(目的)

第1条 兵庫教育大学教育実習総合センター（以下「実習総合センター」という。）は、兵庫教育大学大学院学校教育研究科と連携して教員養成の高度化に関する研究を推進するとともに、大学院学生の質保証のための修学支援及び学校現場との連携を総合的かつ有機的に展開し、学校現場、大学院に教職課程を持つ兵庫県内の国公立大学及び教育委員会（以下「連携大学等」という。）との連携・協働による教員養成のための基盤形成を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 実習総合センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 専門職学位課程に係る連携協力校等における実習の効果的な運営に関する事。
- (2) 修士課程に係る連携協力校等における実習の効果的な運営に関する事。
- (3) 専門職学位課程における教育課程・授業評価システムに関する事。
- (4) 専門職学位課程のディベロップメンタル教育プログラムの実施に関する事。
- (5) 連携協力校連絡協議会の企画・立案に関する事。
- (6) その他実習総合センターの業務に関し必要な事項

(組織)

第3条 実習総合センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育実習総合センター長（以下「センター長」という。）
 - (2) 研究員
 - (3) コーディネーター
 - (4) 客員研究員
- 2 前項第2号に規定する研究員は、実習総合センターに所属する特命教員をもって充てる。
- 3 第1項第4号に規定する客員研究員は、連携大学等の教職員による兼務とする。

(センター長)

第4条 センター長は、実習総合センターの管理運営を統括する。

- 2 センター長の選考は、兵庫教育大学教育実習総合センター長選考規程（平成25年規程第6号）の定めるところによる。

(研究員)

第5条 研究員は、主に第2条第1項第3号に定める業務に従事する。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、主に第2条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に定める業務に従事する。

(客員研究員)

第7条 客員研究員は、第2条第1項第2号に定める業務のうち連携大学等の協働で行う業務に従事する。

(運営会議)

第8条 実習総合センターの運営に関する基本的事項を審議するため、実習総合センター運営会議を置く。

- 2 前項に規定する実習総合センター運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(実習連絡調整委員会)

第9条 連携協力校における実習及び連携協力校との共同研究等を円滑に実施するため、専門職学位課程実習連絡調整委員会及び修士課程実習連絡調整委員会（以下「実習連絡調整委員会」という。）を置く。

- 2 前項に規定する実習連絡調整委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、実習総合センターの運営等について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。